

2生福第5751号
令和 3年3月1 日

高齢者施設等管理者 様
居宅サービス事業所管理者

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の再徹底について（通知）

このことにつきましては、2月15日付けで感染防止対策徹底の再確認について通知したところですが、依然としてクラスターが発生している状況から、改めて感染防止対策の再徹底をお願いします。

つきましては、すべての職員の方が感染防止対策を常に意識していただくことが重要であることから、感染防止対策の再徹底に向け、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施するとともに、感染拡大を早期に防止するための感染症発生時のシミュレーション（初動）等の再確認も併せてお願いいたします。

記

1 感染防止対策の確認方法

下記掲載のチェックリストを効果的に活用し、自主点検を実施してください。

なお、施設以外の事業所は、該当項目の抽出等で対応してください。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/kokureisyashisetsucovid19.html>

2 感染症発生時の初動体制の整備

高齢者施設等における感染拡大を早期に防止する観点から、下記を参考に、感染症発生時のシミュレーション等、初動対応体制の整備を図ってください。

- ・ 自主点検実施要領（令和2年7月31日厚生労働省老健局事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000657094.pdf>

- ・ 机上訓練シナリオ（令和2年9月30日厚生労働省老健局事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000678401.pdf>

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000704782.pdf>

3 参考

- 当課のホームページでは、随時、感染症対策や介護保険制度に関する情報を更新しておりますので、日に1度は確認をするようお願いします。

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025c/koureifukushikacovid19oshirase.html>

- 厚生労働省の介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kour_eisha/taisakumatome_13635.html

（事務担当 高齢福祉課介護事業者担当 電話 024-521-7746）